明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書（一）　二
〔告　示〕
○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書の日本国による効力発生のための通報に関する件（外務一〇）　三〇
○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に組み込まれ、その一部を成す環太平洋パートナーシップ協定第十八・三十八条（猶予期間）の規定の適用に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一一）

本号で公布された法令のあらまし

◇環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書（条約第一号）（外務省）

この議定書は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「ＣＰＴＰＰ」という。）へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）の加入のための条件等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　一般規定（第一節関係）

英国は議定書が効力を生ずる時にＣＰＴＰＰの締約国となること、議定書（附属書及び注を含む。）はＣＰＴＰＰの不可分の一部を成すこと等を定める。（第一条関係）

2　個別規定（第二節関係）

㈠　ＣＰＴＰＰに組み込まれた環太平洋パートナーシップ協定（以下「ＴＰＰ」という。）第一章（冒頭の規定及び一般的定義）に関連して、英国についての用語の一般的定義及び英国についてＣＰＴＰＰが適用される地理的範囲について定める。（第二条関係）

㈡　ＴＰＰ第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）に関連して、締約国による英国に対する関税の引下げに関しては、議定書の附属書Ａに別段の定めがある場合を除くほか、二〇一八年を一年目としてＴＰＰの附属書二―Ｄ（関税に係る約束）の各国の関税率表に従って実施すること、英国による締約国に対する関税の引下げに関しては、二〇二三年を一年目として議定書の附属書二―Ｄの定めるところに従って実施すること等を定める。（第三条関係）

㈢　ＴＰＰ第六章（貿易上の救済）に関連して、英国によるガーンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区及びマン島に関する経過的セーフガード措置に係る調査の実施の態様等について定める。（第四条関係）

㈣　ＴＰＰ第八章（貿易の技術的障害）に関連して、英国政府の強制規格、任意規格又は適合性評価手続は、中央政府の強制規格、任意規格又は適合性評価手続とみなすことを定めるとともに、ワインのラベルにおける表示に関するＴＰＰの規定をグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの脱退に関する協定の規定に基づく英国の義務に反する態様で適用することを要求するものと解してはならないことを定める。（第五条関係）

㈤　ＴＰＰ第九章（投資）に関連して、同章第Ｂ節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する文書の英国における送達先について定めるとともに、ＴＰＰの附属書九―Ｈの規定の適用上、英国の国内法（国家安全保障及び投資に関する法律（二〇二一年）及び企業法（二〇〇二年）第三部）に基づく合併又は取得の可否に関する決定は、同章第Ｂ節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならないことを定める。（第六条関係）

㈥　ＴＰＰ第一〇章（国境を越えるサービスの貿易）に関連して、ＴＰＰ第一〇・二条（適用範囲）2(b)及び附属書一〇―Ｂ（急送便サービス）の規定の適用上、急送便サービスに含まれない英国についてのサービスについて定める。（第七条関係）

㈦　ＴＰＰ第一一章（金融サービス）に関連して、ＴＰＰ第一一・六条（国境を越える貿易）1及び附属書一一―Ａ（国境を越える貿易）の規定の適用上、英国について記載する金融サービス等について定める。（第八条関係）

㈧　ＴＰＰ第一二章（ビジネス関係者の一時的な入国）に関連して、同章の規定に基づく締約国の義務及び約束は、英国のビジネス関係者（英国が国際関係について責任を有する領域に居住する英国のビジネス関係者を含む。）について適用すること等を定める。（第九条関係）

㈨　ＴＰＰ第一五章（政府調達）に関連して、締約国は、議定書の附属書Ｃにおいて、ＴＰＰの附属書一五―Ａの自国の表の規定に関連する英国についての追加の情報を特定することができることを定める。（第一〇条関係）

㈩　ＴＰＰ第一七章（国有企業及び指定独占企業）に関連して、ＴＰＰ第一七・九条（締約国別の附属書）2及び附属書一七―Ｄ（地方の国有企業及び指定独占企業についての適用）の規定の適用上、英国の地方政府が所有し、又は支配している国有企業及び英国の地方政府が指定する指定独占企業について適用しない義務並びに英国についての「地方政府」の定義について定める。（第一一条関係）

㈠㈠　ＴＰＰ第二〇章（環境）に関連して、ＴＰＰ第二〇・一条（定義）の規定の適用上、英国についての「法律又は規則」の定義等について定める。（第一二条関係）

㈠㈡　ＴＰＰ第二六章（透明性及び腐敗行為の防止）に関連して、英国政府が提案し、又は採用する一般に適用される規則は、中央政府が提案し、又は採用する一般に適用される規則とみなすことを定めるとともに、ＴＰＰの附属書二六―Ａ（医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施）の規定の適用上、英国についての「国の保健医療当局」の定義について定める。（第一三条関係）

㈠㈢　ＴＰＰ第二八章（紛争解決）に関連して、議定書の締結に関連して二以上の締約国が締結する文書についてＴＰＰ第二八・三条（適用範囲）3の規定を適用することを定める。（第一四条関係）

㈠㈣　ＴＰＰ第二九章（例外及び一般規定）に関連して、ＴＰＰ第二九・四条（租税に係る課税措置）の規定の適用における英国についての「指定当局」の定義及びＣＰＴＰＰとウィンザー枠組みとの関係について定める。（第一五条関係）

㈠㈤　ＴＰＰの附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに関連して、各締約国の表における特定の留保事項の規定の適用上、「この協定の効力発生の日」とは、英国については「この議定書の効力発生の日」をいうことを定める。（第一六条関係）

㈠㈥　英国がＡＰＥＣの参加エコノミーでない限り、ＴＰＰの一部のＡＰＥＣ関連規定は、英国については適用しないこと等を定める。（第一七条関係）